

瑞浪市選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の規定に基づき、
任期満了による瑞浪市釜戸、日吉及び大湫財産区議会議員一般選挙を次のと
おり行う。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

選挙の期日 令和8年7月26日

瑞浪市選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替える同法第39条及び第40条の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸財産区議会議員一般選挙における期日前投票を行う場所、対象投票区及び日時を次のとおり定める。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

施設の名称 (施設の所在地)	対 象 投票区	期間及び開閉時間
釜戸公民館 (瑞浪市釜戸町 2673 番地の 1)	釜戸	令和8年7月22日(水)から令和8年7月25日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで

瑞浪市選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替える同法第39条及び第40条の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市日吉財産区議会議員一般選挙における期日前投票を行う場所、対象投票区及び日時を次のとおり定める。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

施設の名称 (施設の所在地)	対 象 投票区	期間及び開閉時間
日吉公民館 (瑞浪市日吉町 4093 番地の 2)	日吉	令和8年7月22日(水)から令和8年7月25日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで

瑞浪市選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替える同法第39条及び第40条の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市大湫財産区議会議員一般選挙における期日前投票を行う場所、対象投票区及び日時を次のとおり定める。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

施設の名称 (施設の所在地)	対 象 投票区	期間及び開閉時間
大湫公民館 (瑞浪市大湫町 421 番地の 2)	大湫	令和8年7月22日(水)から令和8年7月25日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで

瑞浪市選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸財産区議会議員一般選挙における不在者投票を行う場所、対象投票区及び日時を、次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

施設の名称 (施設の所在地)	対 象 投票区	期間及び開閉時間
釜戸公民館 (瑞浪市釜戸町 2673 番地の 1)	釜戸	令和8年7月22日(水)から令和8年7月25日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで

瑞浪市選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市日吉財産区議会議員一般選挙における不在者投票を行う場所、対象投票区及び日時を、次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

施設の名称 (施設の所在地)	対 象 投票区	期間及び開閉時間
日吉公民館 (瑞浪市日吉町 4093 番地の 2)	日吉	令和8年7月22日(水)から令和8年7月25日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで

瑞浪市選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市大湫財産区議会議員一般選挙における不在者投票を行う場所、対象投票区及び日時を、次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

施設の名称 (施設の所在地)	対 象 投票区	期間及び開閉時間
大湫公民館 (瑞浪市大湫町 421 番地の 2)	大湫	令和8年7月22日(水)から令和8年7月25日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで

瑞浪市選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸財産区議会議員一般選挙における投票所を次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

施設の名称	住所
釜戸公民館	瑞浪市釜戸町2673番地の1

瑞浪市選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市日吉財産区議会議員一般選挙における投票所を次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

施設の名称	所在地
日吉公民館	瑞浪市日吉町 4093 番地の 1

瑞浪市選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市大湫財産区議会議員一般選挙における投票所を次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

施設の名称	住所
大湫公民館	瑞浪市大湫町 421 番地の 2

瑞浪市選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸財産区議会議員一般選挙における投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
—	鈴木 友 恵	—	隅 田 一 弘

瑞浪市選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市日吉財産区議会議員一般選挙における投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
—	山 内 雅 彦	—	宮 地 重 克

瑞浪市選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市大湫財産区議会議員一般選挙における投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
—	棚 橋 哲 夫	—	安 藤 雅 人

瑞浪市選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸財産区議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

- 1 日時 令和8年7月26日（日） 午後9時から
- 2 場所 瑞浪市釜戸公民館（瑞浪市釜戸町2673番地の1）

瑞浪市選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市日吉財産区議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

- 1 日時 令和8年7月26日（日） 午後9時から
- 2 場所 瑞浪市日吉公民館（瑞浪市日吉町4093番地の2）

瑞浪市選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市大湫財産区議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

- 1 日時 令和8年7月26日（日） 午後9時から
- 2 場所 瑞浪市大湫公民館（瑞浪市大湫町421番地の2）

瑞浪市選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第1項及び第3項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸財産区議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
—	鈴木 友 恵	—	隅 田 一 弘

瑞浪市選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第1項及び第3項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市日吉財産区議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
—	山 内 雅 彦	—	宮 地 重 克

瑞浪市選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第1項及び第3項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市大湫財産区議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
—	棚 橋 哲 夫	—	安 藤 雅 人

瑞浪市選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸、日吉及び大湫財産区議会議員一般選挙における開票の事務は選挙会の事務に併せて行う。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

瑞浪市選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

瑞浪市釜戸財産区議会議員一般選挙における
期日前投票所投票管理者・職務代理者一覧表

職務を 行う日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月22日 (水)	—	鈴 木 友 恵	—	寺社下 佳 延
7月23日 (木)	—	足 立 寛 聡	—	鈴 木 彩
7月24日 (金)	—	足 立 寛 聡	—	寺社下 佳 延
7月25日 (土)	—	鈴 木 友 恵	—	鈴 木 彩

瑞浪市選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市日吉財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

瑞浪市日吉財産区議会議員一般選挙における
期日前投票所投票管理者・職務代理者一覧表

職務を 行う日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月22日 (水)	—	山 内 雅 彦	—	正 木 麻 子
7月23日 (木)	—	宮 地 重 克	—	三 浦 和 恵
7月24日 (金)	—	宮 地 重 克	—	正 木 麻 子
7月25日 (土)	—	山 内 雅 彦	—	三 浦 和 恵

瑞浪市選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市大湫財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

瑞浪市大湫財産区議会議員一般選挙における
期日前投票所投票管理者・職務代理者一覧表

職務を 行う日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
7月22日 (水)	—	棚 橋 哲 夫	—	加 藤 龍 嗣
7月23日 (木)	—	安 藤 雅 人	—	永 田 智 恵
7月24日 (金)	—	安 藤 雅 人	—	奥 村 新 子
7月25日 (土)	—	棚 橋 哲 夫	—	大 野 万里子

瑞浪市選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸、日吉及び大湫財産区議会議員一般選挙における投票記載所等の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

- 1 日時
令和8年7月21日 午後5時30分から
- 2 場所
瑞浪市役所西分庁舎 2階入札室
瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額を次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

- 1 瑞浪市釜戸財産区議会議員一般選挙
候補者一人につき 1, 193, 200円

瑞浪市選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市日吉財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額を次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

- 1 瑞浪市日吉財産区議会議員一般選挙
候補者一人につき 1, 215, 000円

瑞浪市選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市大湫財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額を次のとおり定めた。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春

- 1 瑞浪市大湫財産区議会議員一般選挙
候補者一人につき 946,500円

瑞浪市選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項及び第2項の規定により、令和8年7月26日執行の瑞浪市釜戸、日吉及び大湫財産区議会議員一般選挙の選挙運動費用にかかる収支報告書の要旨の公表は、瑞浪市公告式条例第5条に定める掲示場に掲示して行う。

令和8年7月21日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春